地福第４１９号

裁　　決　　書

審査請求人　○○郡○○町○○
　　○○　○○
（代理人）　○○郡○○町○○
　　○○　○○

処　分　庁　県北広域振興局長

審査請求人が令和２年11月20日に提起した処分庁による生活保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主　　文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

審査請求人は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく生活保護を受けていたが、処分庁は、審査請求人が保護申請前に請求を受けていた給水・給油配管改修工事費用（以下「工事費用」という。）に係る借入金の収入認定等を理由として、令和２年10月15日付けで同月１日以降の生活保護の変更決定処分（○第○号。以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人にその旨通知した。

本件審査請求は、本件処分を不服として、令和２年11月20日にその取消しを求め、提起されたものである。

審理関係人の主張の要旨

１　審査請求人

おおむね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

生活保護の開始前に発生していた水道の漏水に対応するために行った工事費用の支払いに充てるための借入金を収入として認定した本件処分は、違法かつ不当であり、本件処分の取消しを求める。

２　処分庁（処分庁による更正決定）

処分庁は、工事費用に係る借入金を収入認定除外とすることが適当と判断し、審査請求人の生活保護費を改めて算定して生活保護を変更する決定を行い、令和３年〇月〇日、審査請求人に対して、当該変更決定に係る生活保護変更通知書を発出した。

理　　由

１　本件処分について

処分庁が、令和３年〇月〇日付けで本件処分に対する変更決定を行ったことが認められ、これにより本件処分の法的効力は消滅したものということができる。

２　結論

したがって、本件処分の取消しを求める審査請求の利益は失われたものというべきであって、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第１項の規定により、主文のとおり裁決する。

なお、令和３年〇月〇日付けで提出された審理員意見書においては、本件審査請求には理由がないため棄却されるべきであるとされているが、当該審理員意見書が提出された後に処分庁が変更決定していることから、審理員意見書と異なる裁決をするものである。

令和３年９月17日

審査庁　岩手県知事　達　増　拓　也

（教示省略）